相談したいとき、話を聴いてもらいたいときは…

杉並区子どもの権利相談・救済窓口

なにかもやもやする…、誰かに話をきいてほしい…など、どんなことでもお話を聞きます。どうしたらよいのかあなたと一緒に考えます。

フリーダイヤル
0120-7373-34（なみなみ みんなよし）

電話以外にも、メール、LINE、WEBフォーム、窓口、手紙、でも相談できます

くわしくはコチラから

相談できる曜日・時間
月・水・金
13時から19時まで
土
10時から16時まで
※火・木・日・祝日、年末年始はお休みです。

・秘密は守ります
・お金はかかりません

相談の流れは？

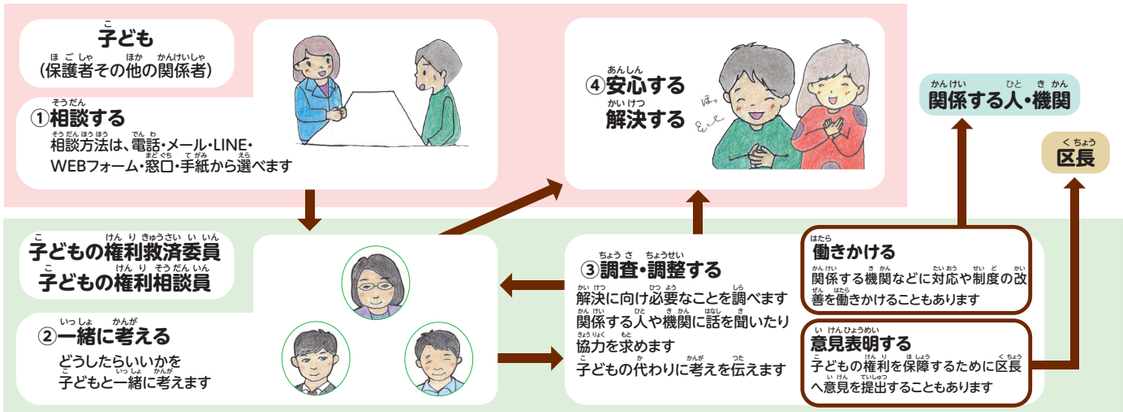

「杉並区子どもの権利に関する条例」や「条例に基づく区の取組」について詳しくはコチラ

【インターネット】検索

杉並区子どもの権利に関する条例

発行 令和7年9月　杉並区子ども家庭部子ども政策担当課

〒166-8570　杉並区阿佐谷南1丁目15-1　TEL：03-3312-2111　FAX：03-5307-0686

やさしいことば版

杉並区 子どもの権利に関する条例

杉並区は、「すべての子どもが、自分らしく、安心して暮らすことができる地域社会」を目指して「杉並区子どもの権利に関する条例」という区の約束をつくりました。

「自分らしく、安心して暮らす」ってどういうこと？

こんな時、自分の「どうしたい」を大事にしよう！

大事にするためのヒントが中に書いてあるよ！ページをめくって見てみよう

杉並区

※このリーフレットやリーフレットに描かれているなみすけたちは、子どもワークショップの参加者が考えたデザイン案を基に作成しました。

すべての子どもには大切な「権利」があります

子どもの「権利」とは、子どもがあたりまえにいられるために大切なもの

すべての子どもは、❶差別されません ❷思いや考えをちゃんと聴かれて、尊重されます ❸その子どもにとっていちばん良いことは何か考えます ❹命が守られ、健康に成長することができます

安心して生きる権利

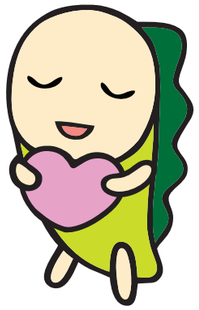

- 命が守られます。健康に生きて成長することができます。
- 一人ひとりが大切にされて、愛されます。
- 知られたくないことは秘密にできます。
- 安心してすごす居場所を持てます。

自分らしく生きる権利

- ありのままの自分が大切にされます。
- 興味や関心があることに取り組むことができます。

育つ権利

- 年令や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
- ゆっくり休むことができます。

意見を聴かれる権利

- 必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
- 子どもの思いや考え、意見がちゃんと聴かれます。

守られる権利

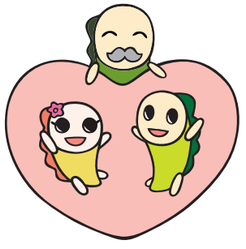

- 暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
- 心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。

個別の必要に応じて支援を受ける権利

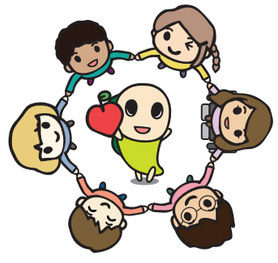

- 国や性別などを理由に差別されません。
- こまっている時は、できないところを助けてもらうことができます。

子どもの権利を守るために

みんなで協力して子どもの権利を守ります

区 / 保護者 / 子ども関係施設 / 区民 / 事業者

杉並区の取組

Q. 何さいまでが「子ども」なの？ **A.0さい～17さいの人** 「こころ」や「からだ」の成長や、周りの環境（例：高校生など）の様子によっては、18さいより上の人も子どもと考えます。